

## 議案第62号

### 守口市コミュニティセンター及びたきい公園の指定管理者の指定について

守口市コミュニティセンター及びたきい公園の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

#### 記

#### 指定管理者に管理させようとする施設

##### (1) 守口市コミュニティセンター

【東部エリア】東部エリアコミュニティセンター（よつば未来体育室、よつば未来会議室を除く）、庭窪コミュニティセンター

【中部エリア】中部エリアコミュニティセンター、北部コミュニティセンター、八雲東コミュニティセンター

【南部エリア】南部エリアコミュニティセンター、錦コミュニティセンター、西部コミュニティセンター

(2) たきい公園

**指定管理者に指定しようとする団体**

(1) 守口市コミュニティセンター

東部エリア 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地  
株式会社 ケイミックスパブリックビジネス

中部エリア S h o P r o ・ H C Mグループ

代表団体 東京都千代田区神田神保町2-30 昭和ビル  
株式会社 小学館集英社プロダクション

構成団体 東京都港区芝2丁目6番1号  
株式会社 長谷工コミュニティ

南部エリア 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6  
階  
アクティオ株式会社

(2) たきい公園 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6  
階  
アクティオ株式会社

**指定期間**

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで5年間